

令和7年度第1回
滝沢市立学校給食センター運営委員会

日 時 令和7年7月9日（水）

午後4時00分～午後5時00分

場 所 滝沢市役所 防災庁舎2階 201会議室

委嘱状交付

1 開会

2 教育長あいさつ

3 議事録署名人の指名

4 議題

（1）学校給食センター運営委員会会長、副会長の選任について

5 報告

（1）令和7年度学校給食センターの運営について

（2）学校給食費の収納状況等について

6 その他

7 閉会

滝沢市立学校給食センター運営委員会委員名簿
(任期：令和7年7月1日～令和8年6月30日)

番号	氏 名	職 名	新再の別
1	藤 川 真 人	篠木小学校長	新任
2	阿 部 拓 也	滝沢小学校長 (滝沢市小中学校長会会長)	新任
3	本 宮 真 樹	滝沢第二小学校長	新任
4	亀 丸 泰 彦	一本木小学校長	新任
5	小野寺 光夫	姥屋敷小中学校長	新任
6	野 里 洋 介	滝沢南中学校長	新任
7	岡 田 幸 一	滝沢第二中学校長	新任
8	関 鮎 美	鵜飼小学校PTA会長	新任
9	高 橋 美奈子	柳沢小中学校PTA会長	新任
10	藤 倉 浩 康	滝沢東小学校PTA会長 (滝沢市PTA連絡協議会会長)	再任
11	工 藤 一 晃	滝沢中央小学校PTA会長	新任
12	深 澤 千 春	一本木中学校PTA会長	新任
13	山 内 大 輔	滝沢中学校PTA会長	新任
14	山 下 金 吾	滝沢市民生児童委員連絡協議会会長	再任
15	中 村 文 雄	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長	再任
16	太 野 忍	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長	再任
17	大 守 哲 夫	滝沢南部主任児童委員	再任
18	照 井 カヅエ	滝沢中部主任児童委員	再任
19	伊 藤 紀 子	滝沢北部主任児童委員	再任

滝沢市教育委員会 滝沢市立学校給食センター職員名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教 育 長	太 田 厚 子	主 査	松 浦 すみれ
教 育 次 長	久 保 雪 子	主 任	山 本 賢 治
所 長	村 上 斉	栄 養 教 諭	柳 田 晴 美
総 括 主 査	宮 田 聖 子	栄 養 教 諭	小笠原 美保子
副 主 幹	松 本 昭 彦	学 校 栄 養 職 員	五 日 市 理 菜
主 任 主 査	川 村 暁 子		

4 議題

(1) 学校給食センター運営委員会会長、副会長の選任について

滝沢市立学校給食センター設置条例（昭和59年条例第8号）第7条第1項の規定により、会長及び副会長各1名を委員のうちから互選する。

会 長 1 名

副会長 1 名

理由

全ての委員が新たに委嘱されたことによる。

【令和7年度学校給食センターの運営について】

I 基本目標

学校教育の一環としての、学校給食の安全と充実及び食育の推進を図る。

II 運営目標

- 1 成長期の児童生徒に栄養のバランスのとれた給食を提供する。
- 2 日常における望ましい食習慣を養うため、児童生徒に食に関する指導を行う。
- 3 郷土滝沢、岩手で生産される農水産物の活用に努める。
- 4 安全で適正な価格の食材料確保に努める。

III 実践計画

- 1 会議の開催
- 2 学校給食の提供
- 3 食育の推進
- 4 地産地消の推進
- 5 学校給食事業の情報発信
- 6 給食費の収納率向上

【参考】学校給食法との関わり

学校給食法の第1条及び第2条には、学校給食法の目的と学校給食の目標を掲げている。

～学校給食法〔抜粋〕～

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

IV 具体的実践計画

1 会議の開催

(1) 給食センター運営委員会の開催

- ・目的・・・給食センターの運営に関する重要な事項について、審議し、及び助言を行う。
- ・時期・・・〔第1回〕令和7年7月9日　〔第2回〕令和7年12月上旬～中旬
〔第3回〕令和8年2月上旬

(2) 学校給食担当者会議の開催

- ・目的・・・各学校の給食担当者と、給食及び給食費に関して情報交換を行う。
- ・時期・・・〔第1回〕令和7年4月18日　〔第2回〕令和8年2月下旬

2 学校給食の提供

(1) 給食費関係予算

	項 目	R 6 当初予算額	R 7 当初予算額	増 減
歳入	給食費（現年分）	271,522千円	268,799千円	△2,723千円
	給食費（滞納繰越分）	2,572千円	2,453千円	△119千円
	雑入	556千円	550千円	△6千円
	市の一般財源より	191,163千円	223,718千円	32,555千円
	合 計	465,813千円	495,520千円	29,707千円
歳出	給食材料費	283,442千円	299,384千円	15,942千円
	調理等委託・配送委託	108,900千円	113,748千円	4,848千円
	学校給食事業費	73,471千円	82,388千円	8,917千円
	合 計	465,813千円	495,520千円	29,707千円

※「雑入」…給食費遅延損害金、実習生受入金、給食食材助成、使用済食用油売却益

※ 主食等の価格高騰分に相当する食材料費の一部について、昨年度に引き続き今年度も市が負担することとしています。

(2) 給食センター年間稼働日数

年間稼働日数 188日 （R6当初：190日）

〈内訳〉

1学期 4月10日（木）～ 7月18日（金） 69日

2学期 8月22日（金）～12月19日（金） 81日

3学期 1月15日（木）～ 3月11日（水） 38日

※詳細は、別紙「資料1」を参照

(3) 給食回数と給食費 (令和6年度改定)

	小学校	中学校
給食回数	175回	170回
給食費の年額	52,500円	56,100円
1食当り給食費	300円	330円
年間納期	10期	10期
第1期給食費	5,700円	5,700円
第2～10期給食費	5,200円	5,600円

(4) 給食対象人員

	R6当初	R7当初	増 減
小学校(9校)児童	3,065人	2,966人	△99人
中学校(6校)生徒	1,629人	1,600人	△29人
教職員	394人	387人	△7人
給食センター	40人	40人	0人
合計	5,128人	4,993人	△135人

(5) 献立の内容

献立は、下記のことに留意しながら作成している。

- ①栄養所要量の確保
- ②旬の食材や行事の配慮
- ③嗜好上の考慮・・・年1回各小中学校の希望献立を実施
- ④経済上の考慮・・・1食当たりの給食費で賄えるような食材購入と献立作成
- ⑤衛生上の配慮・・・食中毒防止等のため、気温の高い時期に対応した献立作成
(6～9月の混ぜご飯休止、和え物への使用食材の考慮など)
- ⑥調理作成上の配慮・・・時間内に衛生的な作業を行えるよう考慮した献立作成
(食数が多く1種類の主菜を時間内に調理できないため、小中別の主菜で献立を作成)
- ⑦アレルギー上の配慮・・・アレルギー症状を発症させないよう配慮した献立作成
(重篤な症状の出やすい蕎麦やクルミは使用しない、一つの献立にアレルゲンの種類が多くならないようにするなどの対応)

(6) 給食食材の選定

給食食材は、下記のことに留意しながら選定する。

- ①地場農産物の活用(米、牛乳、生産供給組合納入野菜等)
- ②安全な食材の確保
 - ・食材の購入に際しては、滝沢産→県産→国産→外国産の順に、地元の食材を優先して使用している。
 - ・生鮮野菜以外の全ての食材については、食品成分表により食材の組成内容を確認し

unnecessary食品添加物等が使用されていないことを確認している。

- ・見積において見本品審査を行い、味や鮮度、形状、見た目など総合的に判断して良品と判断された食材を選定している。

③調理作業時間への配慮

- ・食材形態（冷凍・冷蔵等）や包装内容の形態等、調理員が時間内に効率的な作業を行えるよう配慮している。

（７）飲料用牛乳のアレルギー対応の実施

食物アレルギーにより牛乳を飲むことができない児童生徒に対し、学校生活管理指導表の写しの提出により該当児童生徒への牛乳の提供を中止し、飲料用牛乳分の学校給食費を減額している。

※実際の学校生活管理指導表は、別紙「資料２」を参照

3 食育の推進

（１）「食に関する指導」の実施

正しい食習慣の理解のため、栄養教諭が各学校を訪問し、児童生徒に直接「食に関する指導」を実施している。

例年、市内小学校５年生の全学級並びに希望する小中学校で実施しており、今年度も同様に実施している。

※詳細は、別紙「資料３」を参照

（２）「希望献立」の実施

児童生徒が自ら考えた献立を給食として提供することにより、給食への関心や食べることへの意欲を持たせる。また、献立を考える機会を持つことで、食事形態や栄養バランスを理解するきっかけとする。

市内全小中学校で実施する。

※詳細は、別紙「資料４・５」を参照

4 地産地消の推進

地場農産物の使用を推進する。

- ・米 ……滝沢産あきたこまちを使用（平成１２年度から）
- ・牛乳 ……原乳は滝沢産も使用。紙パック牛乳を使用（平成１３年度から）
- ・野菜・りんご……滝沢市学校給食食材生産供給組合から市内産を納入いただいている。
品目＝きゅうり、大根、キャベツ、ピーマン、長ねぎ、白菜、人参、
ごぼう、ミニトマト、りんご、さつまいも

※滝沢産行者ニンニク餃子、滝沢産さつまいもコロッケなど、加工品でも滝沢産の野菜等を使用したものを多く使用しています。

5 学校給食事業の情報発信

(1) 学校給食センターPR事業

- ①滝沢産食材使用のふれあい給食会の開催（11月19日柳沢小学校にて開催予定）
- ②滝沢市学校給食センター見学・試食会の開催（1月頃予定）

(2) 学校給食センター情報発信事業

- ①「健康づくり宣言」の取組みとして「おすすめ給食レシピ」のブログによる情報発信
- ②食育、給食費等の情報を毎月の献立表の裏面を活用して発信。
- ③市ホームページによる情報発信
 - ・学校給食センター運営委員会議事録の公表
 - ・献立表の掲載
 - ・ブログによる毎日の給食メニューの紹介等
- ④献立表等により、滝沢産食材の使用予定を全小中学校にお知らせ
- ⑤食育推進ののぼり旗掲示

6 給食費の収納率向上

収納率向上のために下記により実施している。

- ①納め忘れのない口座振替の促進
- ②24時間365日利用(支払)可能なコンビニ納付の促進
- ③初めて新入生児童をもつ世帯を対象とした納入励行文書の送付
- ④各学校での学期末面談後に給食センター職員による納付面談及び納付相談の実施
- ⑤児童手当から差引く納付方法やその他、期限内納付の勧奨などチラシによる周知

V 学校給食センターの衛生管理について

(1) 腸内細菌検査について

- ①学校給食センター関係者の腸内細菌検査の実施
調理業務委託業者及び給食センター職員（月2回の実施）
※ノロウイルスの検査は8月及び11月から3月まで毎月1回実施予定。
- ②給食配送業務委託業者及び食材納入業者の腸内細菌検査（月1回実施）

(2) 食品検査の実施（予定）

- ①食品添加物検査、残留農薬検査、食品細菌検査を実施予定。（例年11月中に実施）

(3) 衛生管理定期検査（予定）【※新規】

①定期検査

学校給食衛生管理基準に基づき、薬剤師等により、食中毒や異物混入の恐れがないか、調理環境の目視や調理従事者への聞き取り、書類の点検等を行う。

②拭き取り検査

定期検査に合わせ、調理施設内の設備や調理器具等の衛生状態を調べる。

〔参 考〕

◇ 施設概要

名 称	滝沢市立学校給食センター
	TEL 019-687-3451
	FAX 019-687-3452
所 在 地	岩手県滝沢市外山86番地18
建設年度	昭和58年度(昭和63・平成10・12年度増築)
供用開始	昭和59年4月9日
調理能力	6,000食(創設時5,034食)
敷地面積	4,539.26㎡
建 物	鉄骨造一部2階建 延べ面積 1,701.04㎡
建設当初総事業費	421,530千円

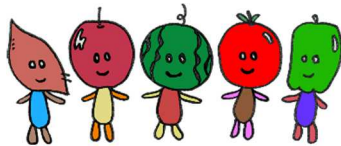
◇ 給食センターブログ

給食の写真や、おすすめ給食レシピを掲載

<https://blog.canpan.info/takizawa>

検索キーワード「滝沢市 給食 ブログ」

QRコード



令和7年度 給食センター稼働日数

滝沢市立学校給食センター

	月 別	稼働日数	小計	学期別稼働期間	第2金曜 (パン)	第4金曜 (パン)	計
1 学 期	4月	14日	69日	4月10日(木)	R7.4.11	R7.4.25	2回
	5月	20日			R7.5.9	R7.5.23	2回
	6月	21日			R7.6.13	R7.6.27	2回
	7月	14日		7月18日(金)	R7.7.11		1回
2 学 期	8月	6日	81日	8月22日(金)		R7.8.22	1回
	9月	20日			R7.9.12	R7.9.26	2回
	10月	22日			R7.10.10	R7.10.24	2回
	11月	18日			R7.11.14	R7.11.28	2回
	12月	15日		12月19日(金)	R7.12.12		1回
3 学 期	1月	12日	38日	1月15日(木)		R8.1.23	1回
	2月	18日			R8.2.13	R8.2.27	2回
	3月	8日		3月11日(水)			0回
	合計	188日			9回	9回	18回

給 食 回 数	小学校	175回	前年度175回
	中学校	170回	// 170回
	センター	188回	// 190回

* 米飯給食回数 週4. 5回(前年度週4. 5回)

(年間 小学校 157回、中学校 152回、センター 170回)

* パン給食回数 週0. 5回(偶数週の金曜日)前年度週0. 5回

(年間 小学校 18回、中学校 18回、センター 18回)

* 稼働期間内であっても、800食以下の場合は稼働できないため、
「全校給食なし」となります。

【表】学校生活管理指導表(アレルギー一疾患用)

姓名 (男・女) 年 月 日生 年 月 日生 提出日 年月日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点	
A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)		A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理について、給食対応が困難となる場合があります。	
B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)		鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清・焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりごだし・魚醤 肉類：エキス	
C 原因食物 除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 》[「除去根拠」該当するものを《 》内に記載 》① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 》③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未採取 》《 》に具体的な食品名を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果実類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()		F その他の配慮・管理事項(自由記述)	
D 緊急時に備えた処方薬			
1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ()			
病型・治療		学校生活上の留意点	
A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良		A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	
B-1 長期管理薬(吸入)			
1. ステロイド吸入薬 () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () 3. その他 ()			
B-2 長期管理薬(内服)			
1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()			
B-3 長期管理薬(注射)			
1. 生物学的製剤 ()			
C 発作時の対応			
1. ベータ刺激薬吸入 () 2. ベータ刺激薬内服 ()			
A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 【緊急時連絡先】	
B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 【緊急時連絡先】	
C 原因食物 除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 》[「除去根拠」該当するものを《 》内に記載 》① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 》③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未採取 》《 》に具体的な食品名を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果実類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()		記載日 医師名 医療機関名	
D 緊急時に備えた処方薬			
1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ()			
A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 【緊急時連絡先】	
B-1 長期管理薬(吸入)			
1. ステロイド吸入薬 () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () 3. その他 ()			
B-2 長期管理薬(内服)			
1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()			
B-3 長期管理薬(注射)			
1. 生物学的製剤 ()			
C 発作時の対応			
1. ベータ刺激薬吸入 () 2. ベータ刺激薬内服 ()			
A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 【緊急時連絡先】	
B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 【緊急時連絡先】	
C 原因食物 除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 》[「除去根拠」該当するものを《 》内に記載 》① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 》③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未採取 》《 》に具体的な食品名を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ピーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果実類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()		記載日 医師名 医療機関名	
D 緊急時に備えた処方薬			
1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ()			
A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 【緊急時連絡先】	
B-1 長期管理薬(吸入)			
1. ステロイド吸入薬 () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () 3. その他 ()			
B-2 長期管理薬(内服)			
1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()			
B-3 長期管理薬(注射)			
1. 生物学的製剤 ()			
C 発作時の対応			
1. ベータ刺激薬吸入 () 2. ベータ刺激薬内服 ()			

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 (男・女) 年 月 日生 年 組 年 月 日 提出日

病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
アトピー性皮膚炎 (あり・なし) A 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 * 軽度の皮疹: 軽度の紅斑、乾燥、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 * 強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 () B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 [] B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤		学校生活上の留意点 A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記載)		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
アレルギー性結膜炎 (あり・なし) A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()		学校生活上の留意点 A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C その他の配慮・管理事項(自由記載)		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
アレルギー性鼻炎 (あり・なし) A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬 B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 ()		学校生活上の留意点 A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項(自由記載)		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

令和 7 年度「食に関する指導」について

1 目的

食に関する指導を受けることにより、生涯を通じて健やかに生きるための望ましい食習慣や自己管理能力を身に付け、健全な食生活への実践につなげることを目的とする。

2 食育の視点

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解させる。【食事の重要性】
- ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けさせる。【心身の健康】
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けさせる。【食品を選択する能力】
- ④ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもたせる。【感謝の心】
- ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付けさせる。【社会性】
- ⑥ 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解させるとともに、尊重する心をもたせる。【食文化】

3 実施内容

- ① 市内全小学校の 5 年生の全学級で実施します。それ以外の学年では、希望に応じて実施しています。内容や指導時間は以下の表の通りです。

指導学年		題材名	指導時間 (選択)
小学校 5 年生	全学級	「朝ごはんをきちんと食べよう」	4 5 分
小学校 1 年生	希望学級	「やさいをたべよう」	2 0 分
小学校 2 年生		「おはし名人をめざそう」	4 5 分
小学校 3 年生		「じょうぶな骨をつくろう」	2 0 分・4 5 分
小学校 4 年生		「食べ物の 3 つの仲間を知ろう」	2 0 分・4 5 分
小学校 6 年生		「おやつについて考えよう」	4 5 分
中学校 1 年生		「朝食について考えよう」	5 0 分
中学校 2・3 年生		「スポーツと栄養」・「地域の食材と食文化」	5 0 分

4 指導実施期間

令和7年5月～令和7年12月の間で実施します。

実施月及び実施校は以下の通りです。

	「食に関する指導」実施予定校
5月	鵜飼小学校①・一本木小学校
6月	鵜飼小学校②・滝沢東小学校
7月	鵜飼小学校③・篠木小学校・柳沢小中学校
8月	滝沢小学校①・姥屋敷小中学校
9月	滝沢小学校②・滝沢中央小学校①
10月	滝沢小学校③・滝沢第二小学校
11月	滝沢第二中学校・一本木中学校・滝沢中央小学校②
12月	滝沢南中学校・滝沢中学校

5 指導時間

- ① 2・3・4・5校時を基本とします。20分授業または45分授業（中学校は50分授業のみ）を選択して下さい。
- ② 1日に複数学年の指導を希望される場合は、2学年まででお願いいたします。
（教材を持ち運ぶ都合上。2学年以上希望される場合は、事前にご相談ください。）
- ③ 45分（50分）授業を実施する学年は、1日に最大3クラスまででお願いいたします。
（1学年4クラス以上ある学年は、2日間以上に分けての実施をお願いします。）

6 その他

- 「学校訪問」について（特に月は定めません。）
- ・各学校の希望に応じて、給食時間に栄養教諭が訪問します。
 - ・児童生徒の喫食の様子を把握し、献立作成や調理の向上に資するためこちらから訪問させていただくこともあります。

資料 4

令和7年度「希望献立」の実施について

1 目的

- (1) 児童生徒が学校給食の献立作成を通して給食への興味、関心を高め、自ら考えた献立を実際に給食として実施することで、食べることへの意欲を持たせる。
- (2) 食事の形態や栄養のバランスを理解する機会とする。

2 実施方法

- (1) 希望献立の実施方法及び取りまとめは、各学校で行います。
- (2) 決まった希望献立は、別紙に記入し給食センターへ提出して下さい。(1～2種類)
- (3) 提出された献立が、栄養面や価格面で配慮が必要な場合は、随時連絡を取り合い調整・決定することとします。
- (4) 希望献立のねらい等は、記入いただいた用紙のまま実施月の給食だよりに掲載しますので、濃くはっきりとした字でご記入下さい。

【注意事項】

◆主食は、パンとナンを除きます。ごはん献立でご検討願います。

◆7月から9月は、食中毒予防のため、混ぜご飯は実施できません。主食は「白いごはん」となります。

◆希望献立は過去の給食献立表を参考に、提供があったメニューの中から考えていただけますと幸いです。又、別紙1にデザートの一覧票を載せましたので参考にしてください。

◆「うどん」などは欠食の学校が多い日に実施しておりました。組み合わせによっては、希望献立をご提出した後にご相談させていただく場合もございます。

◆実施月の担当校で同じようなメニューが重なった場合には、提出が早かった学校を優先し、後から提出いただいた学校へ調整をお願いする場合があります。(第2希望程度まで献立を考えていただけるとスムーズかと思います。)

3 日程

★献立作成の都合上、提出期限が早くなっておりますが、ご確認とご協力をお願いいたします。

実施月	学校名	提出期限
7月	滝沢小学校・一本木中	5月8日(木)
8月	姥屋敷小学校・姥屋敷中学校	5月23日(金)
9月	鵜飼小学校・滝沢南中学校	5月23日(金)
10月	滝沢東小学校・滝沢中学校	6月20日(金)
11月	滝沢第二小学校・滝沢第二中学校	8月22日(金)
12月	滝沢中央小学校・一本木小学校	9月19日(金)
1月	篠木小学校	10月24日(金)
2月	柳沢小学校・柳沢中学校	10月24日(金)

令和7年度 滝沢市立学校給食センター給食年間指導計画

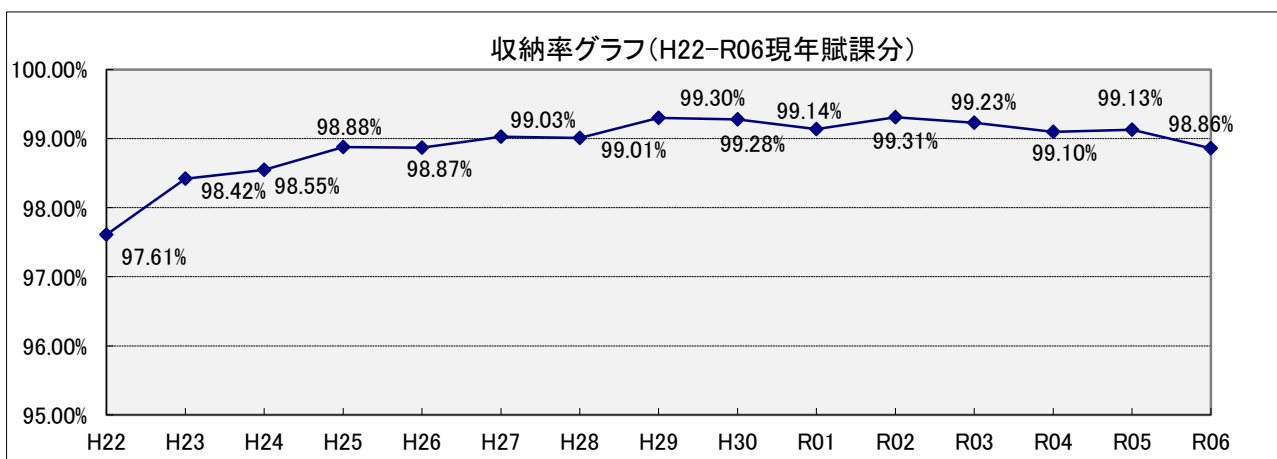
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
学校との連携	献立作成上の配慮	旬の食材	アスパラガス・山菜 春キャベツ・菜の花 いちご・美生柑 清見オレンジ	水菜・にら・山菜 アスパラガス	水菜・ピーマン・にら アスパラガス	キャベツ・きゅうり ズッキーニ・なす・トマト ピーマン・スイカ	大根・キャベツ・きゅうり なす・ミニトマト・オクラ ピーマン・枝豆・南瓜 パイン	大根・白菜・キャベツ きゅうり・なす・枝豆 りんご・梨	大根・白菜・キャベツ ねぎ・里芋・さつまいも りんご・梨	白菜・ねぎ・南瓜 しいたけ・里芋 さつまいも・りんご	ねぎ・にら・南瓜 さつまいも みかん・りんご	白菜・青梗菜 ねぎ・大根・春菊 寒じめほうれん草 みかん	白菜・ねぎ・青梗菜 大根・春菊 いよかん・みかん	菜の花・春キャベツ いちご デコボン・甘夏		
		滝沢市の地場産物	米	米	米	米・大根・キャベツ ミニトマト・ズッキーニ	米・キャベツ・きゅうり ねぎ・ミニトマト・大根 ピーマン・なす	米・にんじん・大根 ピーマン・きゅうり ねぎ・キャベツ・りんご	米・大根 ねぎ・白菜・ピーマン キャベツ・にんじん さつまいも・ごぼう・りんご	米・ねぎ キャベツ・大根・白菜 にんじん・さつまいも・ごぼ う・りんご	米・ねぎ 白菜・にんじん・大根 キャベツ・さつまいも・ごぼ う・りんご	米 大根・にんじん ねぎ・白菜・ごぼう	米 大根・にんじん ねぎ・白菜・ごぼう	米 大根・ねぎ・ごぼう		
		食文化の 伝承	岩手の 郷土食や 主な特産品	【郷 土 食】…ひつつみ・けんちん汁・のっぺい汁・せんべい汁・煮しめ・さんまのすり身汁・いものこ汁・南部焼き・すき昆布煮・がんづき・きりせんしょ など 【主な特産品】…鮭・わかめ・めかぶ・すきこんぶ・鶏肉・豚肉・牛肉・銀河きくらげ・友情キムチ・岩泉ヨーグルト・松ぼっくりヨーグルト・おおのゆめヨーグルト・山ぶどう・ブルーベリー・りんご など												
			行事食	入学・進級 お祝い給食 食育の日	端午の節句 食育の日	歯と口の健康週間 食育の日	七夕給食 食育の日	野菜の日 食育の日	十五夜 食育の日	岩手鶏肉の日 食育の日	鮭の日 和食の日 いい肉の日 食育の日	クリスマス給食 冬至給食 食育の日	学校給食週間 食育の日	節分給食 食育の日	桃の節句 卒業・修了 お祝い給食	
			食育の日テーマ ～かみかみ献立～	かみかみ献立①	かみかみ献立②	かみかみ献立③	かみかみ献立④	かみかみ献立⑤	かみかみ献立⑥	かみかみ献立⑦	かみかみ献立⑧	かみかみ献立⑨	かみかみ献立⑩	かみかみ献立⑪		
	希望献立 【提出締切日】				滝沢小 一本木中 【5月8日(木)】	姥屋敷小 姥屋敷中 【5月23日(金)】	鵜飼小 滝沢南中 【5月23日(金)】	滝沢東小 滝沢中 【6月20日(金)】	滝沢第二小 滝沢第二中 【8月22日(金)】	滝沢中央小 一本木小 【9月19日(金)】	篠木小 【10月24日(金)】	柳沢小 柳沢中 【10月24日(金)】				
	食に関する指導	指導内容	＜小学校＞ ・1年「やさいをたべよう(20分)」 ・2年「おはし名人になろう(45分)」 ・3年「じょうぶな骨をつくろう」 ・4年「食べ物の3つの仲間を知ろう」 ・5年「朝ごはんをきちんと食べよう(45分)」※全学級 ・6年「おやつについて考えよう(45分)」 (※時間指定の題材以外は、指導時間20分又は45分の選択) ＜中学校＞ ・1年「朝食について考えよう」 ・2、3年「スポーツと栄養」、「地域の食材と食文化」 【小学校5年生以外は、希望する学級】													
指導計画			鵜飼小① 一本木小	鵜飼小② 滝沢東小	鵜飼小③ 篠木小 柳沢小中	滝沢小① 姥屋敷小中	滝沢小② 滝沢中央小①	滝沢小③ 滝沢第二小	滝沢第二中 一本木中 滝沢中央小②	滝沢南中 滝沢中						
教室掲示資料テーマ		学校給食について 食育の日	バランスの良い食事 端午の節句 食育の日	食育月間 かむことの大切さ 食育の日	夏休みの食事 七夕 食育の日	早寝・早起き・朝ご飯 野菜の日 食育の日	十五夜 スポーツ栄養 食育の日	野菜と果物 岩手鶏肉の日 食育の日	勤労感謝、鮭の日 いい肉の日、和食の日 食育の日	冬休みの食事 冬至 食育の日	学校給食週間 食育の日	大豆・節分 食育の日	1年間のまとめ 桃の節句			
家庭・地域との連携	給食だより	目標	・給食について知ろう	・バランスよく 食べよう	・歯と口の健康につい て考えよう	・暑さに負けない 食事をしよう	・朝食をしっかり食べ よう	・スポーツ栄養につい て知ろう	・身体の調子を整える 食べ物を知ろう	・感謝して食べよう	・寒さに負けない 食事をしよう ・おやつの食べ方を 考えよう	・日本の食文化や給 食の歴史を知ろう ・郷土の食べ物を知ろ う	・身体を作る食べ物を 知ろう	・1年間の反省をし よう		
		指導内容	・学校給食のねらいにつ いて知らせる。 ・滝沢市の給食の特徴に ついて知らせる。	・バランスの良い食事につ いて知らせる。 ・好き嫌いをしないで食べる ことの必要性を知らせる。	・よくかんで食べる必要性 を知らせる。 ・かみごたえのある食材 や、歯を丈夫にするため に必要なカルシウムの多い 食材について知らせる。	・暑さに負けない食品につ いて知らせ、夏の食生活 について考えさせる。 ・水分補給の大切さにつ いて知らせる。	・朝食をしっかり食べるこ とで、1日を元気に過ごせ ることを知らせる。 ・炭水化物が脳のエネル ギーになることを知らせ る。	・運動をする際に気をつけ たい食事内容や、栄養バ ランスについて知らせる。	・不足しがちな野菜類や 果物に含まれるビタミン 類、食物繊維について知 らせる。	・給食に関わっている人 や、生産者の苦労を知ら せ感謝の気持ちを持たせ る。	・寒さに負けない食品につ いて知らせ、冬の食生活 について考えさせる。 ・おやつの内容や食べ方 について知らせ、正しい選 択をできるようにさせる。	・給食の歴史を知り、給食 について考えさせる。 ・行事食の由来等につい て知らせる。 ・郷土の特産物について 知らせ、郷土の良さを認 識させる。	・身体を作るのに必要なたん ぱく質やカルシウムにつ いて知らせる。 ・大豆には良質なたんぱく 質が含まれ、様々な加工 品があることを知らせる。	・1年間の食生活につい て反省し、食生活の改善 に努める意欲を持たせ る。		
	その他	・アレルギー対応表の配布 ・滝沢市学校給食食材生産供給組合との連携(7月～3月頃)														
人員報告書・行事予定表 提出締切日			①3月6日(木)	4月10日(木)	5月9日(金)	6月10日(火)	7月10日(木)	7月18日(金)	9月10日(水)	10月9日(木)	11月10日(月)	12月10日(水)	12月17日(水)	1月7日(水)		
			②4月1日(火) 確定版													

○学校給食費年度別収納状況

(現年分)

【令和7年5月末現在】

年度	収入予定額	収納額	不納欠損額	未収額	件数	収納率	備 考
H22	246,205,148円	240,328,339円		5,876,809円	202件	97.61%	
H23	247,561,258円	243,640,558円		3,920,700円	197件	98.42%	
H24	246,179,269円	242,610,692円		3,568,577円	133件	98.55%	
H25	245,999,964円	243,241,158円		2,758,806円	130件	98.88%	
H26	249,043,536円	246,223,346円		2,829,490円	108件	98.87%	還付未済 9,300円
H27	260,062,080円	257,536,550円		2,525,530円	113件	99.03%	
H28	260,506,928円	257,923,604円		2,583,324円	106件	99.01%	
H29	259,044,156円	257,235,456円		1,808,700円	85件	99.30%	
H30	255,163,752円	253,333,104円		1,830,648円	76件	99.28%	
R01	246,272,568円	244,148,500円		2,124,068円	104件	99.14%	
R02	254,248,876円	252,493,004円		1,755,872円	80件	99.31%	
R03	255,943,816円	253,970,136円		1,973,680円	65件	99.23%	
R04	254,318,496円	252,025,320円		2,293,176円	100件	99.10%	
R05	264,996,324円	262,704,048円		2,292,276円	97件	99.13%	還付未済 5,273円
R06	274,040,389円	270,905,529円		3,134,860円	101件	98.86%	還付未済 11,200円



(滞納繰越分)

【令和7年3月末現在】

年度	収入予定額	収納額	不納欠損額	未収額	件数	収納率	備 考
H22	51,024,872円	3,985,023円	1,118,240円	45,921,609円	1,322件	7.81%	
H23	51,798,418円	5,889,273円	1,325,625円	44,583,520円	1,232件	11.37%	
H24	48,504,220円	6,666,373円	242,150円	41,595,697円	1,159件	13.74%	
H25	45,164,274円	6,832,076円		38,336,698円	1,077件	15.13%	還付未済 4,500円
H26	41,095,504円	6,305,479円		34,790,025円	987件	15.34%	
H27	37,619,515円	5,706,181円	580,115円	31,333,219円	888件	15.17%	
H28	33,858,749円	4,943,714円		28,915,035円	821件	14.60%	
H29	31,498,359円	4,165,162円		27,333,197円	766件	13.22%	
H30	29,141,897円	4,254,858円		24,887,039円	702件	14.60%	
R01	26,717,687円	4,176,290円		22,541,397円	642件	15.63%	
R02	24,665,465円	3,335,569円		21,329,896円	704件	13.52%	
R03	23,085,768円	2,802,985円		20,282,783円	599件	12.14%	
R04	22,256,463円	2,025,594円	731,160円	19,499,709円	690件	9.10%	
R05	21,792,885円	3,414,031円	38,624円	18,340,230円	552件	15.67%	
R06	20,717,469円	2,076,110円		18,641,359円	571件	10.02%	還付未済 270円

○学校給食費の滞納繰越分の関係資料

【滞納繰越分】

ア 賦課年度別収納状況

【令和7年3月末現在】

※令和5年度以前の未収分を令和6年度中にどのくらい収納できたかを賦課年度別に表しています。

賦課年度	収入予定額	収納額	未収額	賦課年度	収入予定額	収納額	未収額
H9	120,542円	0円	120,542円	H23	621,352円	0円	621,352円
H10	124,120円	8,000円	116,120円	H24	532,933円	0円	532,933円
H11	457,413円	83,522円	373,891円	H25	400,094円	24,690円	375,404円
H12	637,861円	40,560円	597,301円	H26	409,680円	0円	409,680円
H13	848,338円	44,200円	804,138円	H27	502,868円	74,540円	428,328円
H14	774,212円	62,190円	712,022円	H28	510,824円	98,600円	412,224円
H15	959,800円	10,810円	948,990円	H29	309,400円	40,800円	268,600円
H16	958,570円	23,080円	935,490円	H30	198,632円	0円	198,632円
H17	1,370,783円	26,450円	1,344,333円	R01	545,544円	87,164円	458,380円
H18	1,192,199円	0円	1,192,199円	R02	600,760円	83,004円	517,756円
H19	1,309,311円	36,000円	1,273,311円	R03	881,961円	88,236円	793,725円
H20	1,429,035円	37,300円	1,391,735円	R04	1,228,088円	211,600円	1,016,488円
H21	787,170円	0円	787,170円	R05	2,297,549円	995,364円	1,302,185円
H22	708,430円	0円	708,430円	合計	20,717,469円	2,076,110円	18,641,359円

○ 口座振替利用率

【令和7年5月末現在】

年度	対象件数	利用件数	利用率
H27	5,409件	4,161件	76.93%
H28	5,405件	4,174件	77.22%
H29	5,394件	4,146件	76.86%
H30	5,313件	4,050件	76.23%
R01	5,317件	4,028件	75.76%
R02	5,344件	4,080件	76.35%
R03	5,367件	4,030件	75.09%
R04	5,340件	4,461件	83.54%
R05	5,252件	3,992件	76.01%
R06	5,193件	3,997件	76.97%

※「対象件数」は調定件数、「利用件数」は第10期の振替依頼件数

○ コンビニ収納利用実績

【令和7年5月末現在】

年度	対象件数	利用件数	利用率
H27	5,409 件	737 件	13.63%
H28	5,405 件	811 件	15.00%
H29	5,394 件	987 件	18.30%
H30	5,313 件	1,021 件	19.22%
R01	5,317 件	842 件	15.84%
R02	5,344 件	838 件	15.68%
R03	5,367 件	772 件	14.38%
R04	5,340 件	739 件	13.84%
R05	5,252 件	774 件	14.74%
R06	5,193 件	861 件	16.58%

※「対象件数」は調定件数、「利用件数」はコンビニ収納を一度でもしたことがある件数

「利用件数」は督促状や催告書等で支払ったものも含む。

改正

平成元年6月12日条例第25号

平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

滝沢市立学校給食センター設置条例

滝沢市立学校給食センター設置条例（昭和43年滝沢市条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、滝沢市立学校給食センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 滝沢市は、滝沢市立学校設置条例（昭和60年滝沢市条例第7号）に規定する小学校及び中学校の学校給食に関する調理等の業務を一括処理する施設として、次のとおり滝沢市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

名称	位置
滝沢市立学校給食センター	滝沢市外山86番地18

（職員）

第3条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

（滝沢市立学校給食センター運営委員会の設置）

第4条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、滝沢市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の所掌事務）

第5条 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について、審議し、及び助言する。

（運営委員会の組織）

第6条 運営委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）小学校長

(2) 中学校長

(3) P T Aの代表者

(4) 滝沢市民生委員・児童委員の代表者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会長及び副会長)

第7条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。ただし、運営委員会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年6月12日条例第25号)

この条例は、平成元年9月4日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。